

電子入札へ参加する場合の注意事項

1. 質疑応答書・同等品確認申請書の提出方法について

質 疑 応 答 書 ▶ 提出方法: 電子入札システム 回答方法: 電子入札システムにて公開

同等品確認申請 ▶ 提出方法: **窓口・FAX・メール** 回答方法: **申請者へ個別通知**

※同等品確認申請書提出の有無は、案件により異なります。公告又は指名通知をご確認ください。

<質疑応答書に関する注意事項>

- ▶ 質疑応答書を提出する場合は、質疑内容を直接入力するのではなく、質問内容を入力したファイルを添付するようにしてください。様式は参考様式のほか、任意によるものも可としますが、使用できるファイルの拡張子は、別添「電子ファイルの制限について」をご確認ください。
- ▶ 質疑内容に、自社が特定されるような情報（会社名、受注実績等）は入力しないでください。このような情報を入力したことにより、入札取止めとなる場合があります。
- ▶ 過去の入札結果については、質疑ではなく本庄市ホームページにてご確認ください。
- ▶ 質疑に相応しないと判断した場合、回答を差し控える場合があります。

<電子入札システム以外の方法で質疑を提出する場合>

※やむを得ない理由により、電子入札システムを使用できない場合に限ります。

- ▶ 原則メールにてご提出ください。（宛先: keiyaku@city.honjo.lg.jp）
 - ▶ 通常、質疑の受付は、公告又は指名通知に記載している質疑受付日の16時までとしておりますが、**メールにて提出される場合は、質疑受付日の正午までを提出期限とします。**
- ※電子入札システム以外の方法で質疑が提出された場合、市側で電子入札システムへ登録する必要があるため、このような対応とさせていただきます。ご承知おきください。

2. その他注意事項

- (1) 1度提出した入札書は取り下げることができません。また、入札金額を変更することもできません。
- (2) 落札者となるべき同価の応札者が2者以上いる場合、電子くじにより落札者を決定します。
- (3) 予定価格超過により入札不落となった場合、翌日以降に再度入札を実施します。初度の入札に参加した業者に限り、参加することが可能です。
- (4) 入札を辞退する場合、電話による連絡は不要です。